

いつまでも住み慣れた地域で生活するために

「総合事業」が始まります

パート1

平成27年4月に介護保険法が改正され、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みとして、65歳以上の人を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）が平成28年4月からスタートします。



支え合いの地域づくりを進める制度です

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、高齢者自身を含めた幅広い世代の市民や、さまざまな団体の活動により、高齢者の暮らしを地域全体で支えていく必要があります。また、高齢者自身が「できる活動」については、高齢者も担い手として社会参加し、それが地域の中で役割を持っていきいきと生活できるように、介護が必要とならないよう予防していくことが大切です。

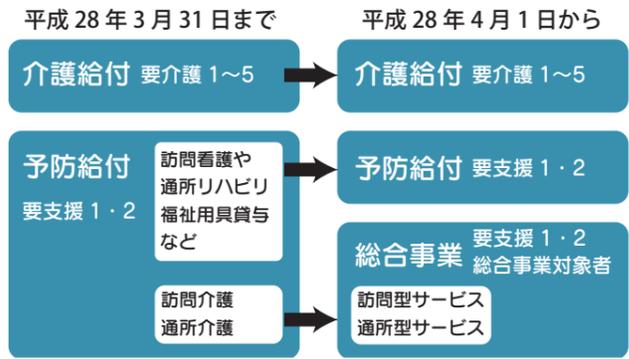
そのような地域づくりを進めるための仕組みとして、65歳以上の人を対象として、介護保険

制度に「総合事業」が新しく作られました。

総合事業の特徴

- ① 予防給付の訪問介護と通所介護のサービスが総合事業に移ります
 - 要支援1・2の人が利用している予防給付のうち、訪問看護や通所リハビリ、福祉用具の貸与などは現行のまま利用できますが、訪問介護と通所介護の2つのサービスが総合事業の訪問型サービスと通所型サービスへ移行します。（下図参照）
 - ② 利用手続きが簡単になります
- 総合事業の利用は「基本チェックリスト（生活状況など）についての簡易な質問票」に

より判断するため、これまでよりも早くサービス利用を始められます。



③ 地域に必要なサービスの創出を推進します

介護事業所だけでなく、シルバー人材センター、NPO法人、ボランティア、社会福祉法人、市内の企業など、地域のさまざまな事業主体によるサービスを活用し、効果的な支援を進めていきます。

総合事業利用で介護予防

基本チェックリストの結果、総合事業対象者となった場合、介護支援専門員（以下、ケアマネジャー）のサポートのもとケアプランを作成し、その計画に沿ってサービスを利用します。地域での生活を続けることがで

長門市の高齢化の現状

65歳以上の人の人口に占める割合である高齢化率は長門市では39.0%（平成28年1月1日現在）となっています。団塊の世代の人が75歳となる平成37（2025）年にはさらに高齢化が進み、43%になると予想されています。

総合事業の利用料金のしくみ

予防給付では1カ月当たりの単位で計算していましたが、総合事業移行後は、1回当たりの単位で算定します。

また、その負担割合については、これまで通り「介護保険負担割合証」に基づき、1割または2割の自己負担額となります。

4月1日より 申請を受け付けます

新規に総合事業を利用する場合は、4月1日より申請を受け付けますので、最寄りの窓口にご相談してください。

現在要支援認定を持ち、予防給付を利用している人は、要介護（要支援）認定の更新などに併せ「訪問型サービス」および「通所型サービス」に移行しま

高齢者の総合相談窓口

その場合は、担当ケアマネジャーに相談してください。

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の視点から、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士など専門職が連携を取り支援を行っています。

地域の相談窓口

- 長門市保健センター Tel 23・1133
 - 三隅保健センター Tel 43・2444
 - 日置保健センター Tel 37・2193
 - 油谷保健福祉センター Tel 33・3021
- 総合事業の問い合わせ
長門市地域包括支援センター
Tel 23・1244

「ケアマネ」って なんですか？

正式には「介護支援専門員（ケアマネジャー）」と言い、介護を必要とする高齢者と、介護サービスをつなぐ役割をします。

ここでは、高齢者の在宅生活を支援するケアマネジャーの主な仕事を紹介します。

① 高齢者や、その家族の相談に応じる

要支援・要介護認定を受けた高齢者やその家族の相談を受け、不安や困りごとについての解決策と一緒に考えます。

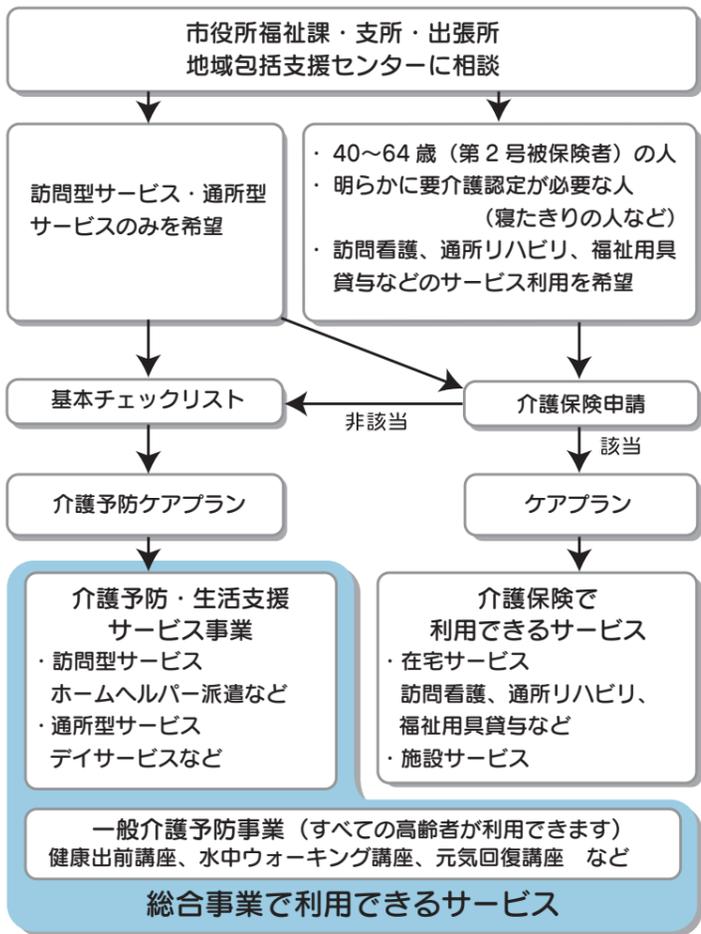
② ケアプランを作成する

ケアプランとは、どの介護サービスを用い、どれだけ利用するかについての計画のことです。

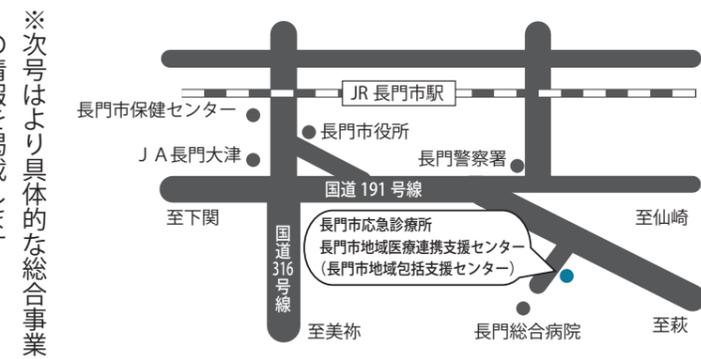
ケアマネへの相談と、ケアプランの作成には利用者の負担はありません。

広い介護知識を持ったケアマネが高齢者とその家族に寄り添って、希望に沿ったサービスを適切に利用できるよう、関係機関と連絡調整を行います。

総合事業の利用までの流れ



総合事業では、介護保険の申請をしなくても、基本チェックリストによってサービスの利用が判断されるので、これまでよりも早く訪問型サービスや通所型サービスを利用できます。総合事業の対象となった後も、いつでも介護保険の申請ができます。



※次号はより具体的な総合事業の情報を掲載します